

令和元年度 消防吏員採用試験案内 補足

◀ 2 受験資格(1) ▶について

“学校教育法に基づく短期大学又はこれと同等と認める学校等を卒業”(見込み)とは、「宮崎市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」及び「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する規程(文部省告示第84号)」に基づいて取り扱っています。

具体的な一例は下記のとおりです。

- 2年以上就学し、62単位以上を履修した状態における大学中退
- 学校教育法による2年制の短期大学の卒業(見込み)
- 学校教育法による高等専門学校の卒業(見込み)
- 2年課程以上の専門学校を卒業し、“専門士”の学位を取得(見込み)
- 航空保安大学校本科の卒業(見込み)
- 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業(見込み)

など

なお、本規定に該当するにも関わらず、消防吏員A(高校卒程度)で受験した場合、合格となってもその資格を失い、失格となります。

該当する試験区分に疑問があるときは、消防局総務課(Tel0985-32-4901)までお問い合わせください。

◀ 7 留意事項(3) ▶について

採用後、緊急車輛等運転のため大型自動車運転免許取得を順次実施しています。

その他、業務で車輛を運転する機会が多々ありますので、採用内定者は採用後、普通自動車運転免許(AT限定不可)取得やAT限定解除をお願いします。